

令和元年第3回せたな町議会臨時会

令和元年5月30日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第1号 物品購入契約の締結について（ICT教育用備品）

○出席議員（12名）

- | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 吉田 | 実君 | 2番 | 榊田 | 道廣君 |
| 3番 | 本多 | 浩君 | 4番 | 橋本 | 一夫君 |
| 5番 | 熊野 | 主税君 | 6番 | 道高 | 勉君 |
| 7番 | 大湯 | 圓郷君 | 8番 | 横山 | 一康君 |
| 9番 | 石原 | 広務君 | 10番 | 平澤 | 等君 |
| 11番 | 菅原 | 義幸君 | 12番 | 真柄 | 克紀君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋 貞光 君
教育委員会教育長 成田 円裕 君

1. 町長、教育委員会教育長長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長 佐々木 正則 君
総務課長 原 進 君
財政課長 佐野 英也 君

《大成総合支所》

支所長 杉村 彰 君

《瀬棚総合支所》

支所長 上野 宏行 君

（2）教育委員会教育長長の委任を受けて出席する説明員

次長 古畑 英規 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事	務	局	長	丹	羽	小	百	合	君
次			長	上	野	朋	広		君
事	務	局	総	務	係	原	田	翔	太
									君

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。令和元年第3回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よってこれより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により議長において1番、吉田実議員、2番、桝田道廣議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配布したとおりでございます。

◎日程第4 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第4、議案第1号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案の1ページでございます。議案第1号物品購入契約の締結につきまして提案理由を申し上げます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円を超えるため契約締結上必要

な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当事務局次長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

古畑教育委員会事務局次長。

○教育委員会事務局次長（古畑英樹君） 議案第1号物品購入契約の締結についてでございます。ICT教育用備品購入につきましては、町内小学校の児童用パソコン全台の更新及びタブレットの購入となっております。物品の種類、ICT教育用備品、契約の金額2,138万4,000円、契約の相手方、久遠郡せたな町北檜山区北檜山202番地、有限会社北清石油、代表取締役、前側進、納入期日につきましては契約締結の日の翌日から令和元年9月30日までとなっております。なお指名業者及び入札結果一覧につきましては、議案書の3ページに掲載されております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） 以上で、今臨時会に附議された案件の審議は終了しましたので、これで会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） これをもって令和元年第3回せたな町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

閉会 午前10時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年6月17日

議 長 真 柄 克 紀

署 名 議 員 吉 田 実

署 名 議 員 榎 田 道 廣